

住宅性能評価業務規程手数料（令和7年4月1日施行）

■設計住宅性能評価

表-1 一戸建ての住宅

申請部分の床面積 (㎡)	いずれも標準計算		たすき掛け又は、いずれも仕様基準		+ 選択項目数	×単価	税込み金額
		税込み金額		税込み金額			
0~200以下	60,000	66,000	45,000	49,500	1,000	1,100	
200超	75,000	82,500	50,000	55,000	1,000	1,100	
長期使用構造確認併願の場合							
0~200以下	65,000	71,500	50,000	55,000	1,000	1,100	
200超	80,000	88,000	55,000	60,500	1,000	1,100	

表-2-1 共同住宅等（※1）又は複合建築物の住宅部分

戸数（※3）	（住棟基本料		長期使用構造確認併願の場合		+	戸当たり基本料		×住戸数	+（	選択料金単価	×項目数）×住戸数
	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額		税込み金額	税込み金額				
20戸以下	210,000	231,000	250,000	275,000		4,000	4,400	600円 【税込み660円】 （「音環境に関するこ と」は 1,200円【1,320 円】）	+	一分野につき	
21戸~50戸以下	270,000	297,000	310,000	341,000		4,000	4,400				
51戸~80戸以下	300,000	330,000	340,000	374,000		3,500	3,850				
81戸~100戸以下	350,000	385,000	390,000	429,000		3,500	3,850				
101戸~150戸以下	400,000	440,000	440,000	484,000		3,000	3,300				
151戸~200戸以下	450,000	495,000	490,000	539,000		3,000	3,300				
200戸超	500,000	550,000	540,000	594,000		3,000	3,300				

表-2-2 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分で、地上階数が3以下の木造の建築物の場合（※5）

評価条件 戸数（※3）	劣化対策等級2以上 5-1及び5-2 等級4以上の 全て希望				劣化対策等級2以上のみ希望（省エネ基準なし）				戸当たり基本料 税込み金額	選択条件 は上表と 同じ
	住棟基本料		長期使用構造確認併願の場合		住棟基本料		長期使用構造確認併願の場合			
	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額	税込み金額		
20戸以下	147,000	161,700	187,000	205,700	105,000	115,500			2,000	2,200
21戸~40戸以下	189,000	207,900	229,000	251,900	135,000	148,500			2,000	2,200

（※1）長屋又は兼用住宅も含まれます。

（※2）外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ

	住棟基本料徴及び戸当たり基本料に乗する数値（※4）
【外皮】標準計算、【一次】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9
【外皮】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次】標準計算	0.8
【外皮】及び【一次】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7

（※3）総住戸数に対して、一部の住戸のみ設計住宅性能評価を申請する場合は、本表の「戸数」は「評価対象住戸数」に読み替えて適用します。

（※4）徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とさせていただきます。

（※5）地上階数が3以下の木造の建築物（混構造を除く。（※屋外階段、開放廊下の部分のみ鉄骨造としたものは混構造に該当しない。））をいいます。

表-3 評価項目（10項目） ○印の項目は必須項目

大項目	小項目	必須項目
1 構造の安定に関すること	1-1、1-3、1-6、1-7	○
	1-2、1-4、1-5	×
2 火災時の安全に関すること	2-1~2-7	×
3 劣化の軽減に関すること	—	○
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1~4-4	○
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1、5-2	○
6 空気環境に関すること	6-1~6-3（6-3は建設評価のみ）	×
7 光・視環境に関すること	7-1、7-2	×
8 音環境に関すること	8-1~8-4	×
9 高齢者等への配慮に関すること	9-1、9-2	×
10 防犯に関すること	—	×

【特記事項】

1 確認申請又は計画通知の申請を併願する場合	上表の徴収額より0.9を乗じた額とさせていただきます。
2 型式部材等製造者認証住宅にかかる評価する場合	上表の徴収額より0.8を乗じた額とさせていただきます。
3 設計住宅評価の変更申請の料金	変更の程度により、計画変更時における表1から表4までの判定料金1/2とさせていただきます。
4 評価書の再交付	1住戸当り5,000円【税込5,500円】とさせていただきます。
5 グループホーム、寄宿舎等の評価料金	別途協議とさせていただきます。
6 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができます。	

■建設住宅性能評価（新築）

表-1 一戸建ての住宅（※4）

申請部分の床面積（㎡）		税込み金額		+ 選択項目数	×単価	税込み金額
0～200以下	92,500	101,750			1,000	1,100
200超	113,500	124,850			1,000	1,100

表-2-1 共同住宅等（※1）又は複合建築物の住宅部分（※4）

戸数（※3）	（	検査回数		×	住棟基本料		）+（	戸当たり基本料（※2）		×住戸数）
		階	N		税込み金額	税込み金額		税込み金額	税込み金額	
20戸以下					31,000	34,100		9,000	9,900	
21戸～50戸以下					36,000	39,600		9,000	9,900	
51戸～80戸以下		3以下	4		41,000	45,100		9,000	9,900	
81戸～100戸以下					47,500	52,250		8,000	8,800	
101戸～150戸以下		4～9以下	5		57,500	63,250		7,000	7,700	
151戸～200戸以下					65,000	71,500		6,000	6,600	
200戸超		10～16以下	6		70,000	77,000		5,500	6,050	

表-2-2 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分で、地上階数が3以下の木造の建築物の場合（※4）（※5）

評価条件 戸数（※3）	劣化対策等級2以上 5-1及び5-2 等級4以上の 全て希望		劣化対策等級2以上のみ希望（省エネ基準なし）		
	住棟基本料		住棟基本料		戸当たり基本料
		税込み金額		税込み金額	税込み金額
20戸以下	26,350	28,985	21,700	23,870	4,500 4,950
21戸～40戸以下	30,600	33,660	25,200	27,720	4,500 4,950

（※3）総住戸数に対して、一部の住戸のみ設計住宅性能評価を申請する場合は、本表の「戸数」は「評価対象住戸数」に読み替えて適用させていただきます。

（※4）徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とさせていただきます。

（※5）地上階数が3以下の木造の建築物（混構造を除く。（※屋外階段、開放廊下の部分のみ鉄骨造としたものは混構造に該当しない。））をいいます。

【特記事項】

1	「指定住宅紛争処理機関」への負担金	含みます。
2	完了検査（計通用の完了検査も含む）の申請を併願する場合	上表の徴収額より0.9を乗じた額とさせていただきます。
3	「6-3 室内空気中の化学物質の濃度等」を選択する場合	測定する住戸数及び特定測定物質の種類を勘案した見積りとさせていただきます。
4	建設評価の軽微な変更（変更申告書）の料金を、次の内容に類する場合は別途評価料金を加算する。なお、評価料金については協議とさせていただきます。	① 構造計算等の再検討 ② 5-1又は5-2に係る再計算 ③ 7-1又は7-2の変更 ④ 8-1又は8-2の変更
5	建設住宅評価の変更申請の料金	変更の程度により、計画変更時における表1から表4までの判定料金1/2とさせていただきます。
6	当該検査場所が遠隔となる場合	「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料を加算とさせていただきます。
7	他機関で行った設計評価についての建設評価料金	上記表の料金に1.5を乗じた額とさせていただきます。